

○ 石川県警察一般職員採用時教養実施要綱の制定について（通達）

〔 令和2年3月27日人育甲達第55号
石川県警察本部長から部課署長あて 〕

新たに採用された一般職員に対する採用時教養については、別添のとおり要綱を制定し、令和2年4月1日以降の教養計画から実施することとしたので、効果的かつ効率的な教養の推進に配慮されたい。

別添

石川県警察一般職員採用時教養実施要綱

第1 趣旨

複雑多様化する警察事象に的確に対処し、国民の信頼と期待に応えていくためには、平素、警察官と一体となって業務を行う一般職員の資質、能力を高め、もって、警察組織全体の職務遂行の水準を向上させることが重要である。

このような観点から、本要綱は、採用直後の一般職員に対する学校教養について、警察職員としての職責の自覚を促し使命感を植え付けるとともに職務に必要な基礎的な知識・技能を修得させるため、必要な事項を定めるものとする。

第2 一般職員初任科の目的

新たに採用された職員に対し、警察職員としての職責の自覚を促し、使命感を植え付け、円満な良識と豊かな人間性を醸成させるとともに、その職務の遂行に必要な基礎的な知識及び技能を修得させる。

第3 教養期間

前期課程2週、後期課程2週の計4週とする。

第4 教養対象者

教養対象者は、前記第2に示した一般職員とする。

なお、下記職員は、その職務の性格等から、専門分野に関する入校を優先させるものとする。

- 1 専門的な職務に従事し、かつ、高度の知識・技能を有する職員
鑑識関係の研究職、通訳等
- 2 専門技術により警察執行務に供する物的施設、装備等の維持、管理に携わる職員
自動車整備士、航空機整備士等
- 3 専門的な知識・技能により医療等の業務に携わる職員
保健師、看護師等
- 4 独自の専門教養を受ける職員
少年補導員等

第5 教養内容

- 1 教科課程
一般職員初任科の教科課程は、別表に定めるとおりとする。
- 2 教授細目

警察学校長は、警察庁の定める「一般職員初任科教授細目基準」に基づき、人材育成課と協議の上、教授細目を定め、警察本部長の承認を受けるものとする。

3 授業計画

警察学校長は、教養の実施に当たり、人材育成課長と協議の上、あらかじめ授業計画を策定するものとする。この場合において、授業時間の単位は時限とし、1時限は80分とする。

第5 教養実施上の留意事項

教養の実施に当たっては、教養の重点を常に把握し、各種資料の収集、視聴覚教材の開発等のほか、その道の専門家等部内外講師の積極的な活用や演習（ゼミ）、班別討議の導入など、教養内容、教育技法等の改善を図り、効果的・効率的な教養を実施するよう配意すること。

(別表は省略)